

政治資金監査の質の向上について
～登録政治資金監査人に対する研修及び個別の指導・助言
(今後の方向性)～

ア 個別の指導・助言の評価とその継続について

- 本取組の継続を判断するにあたっては、これまでの実施状況について評価を行うべきであり、その際には、政治資金監査の質の向上に寄与しているかという観点が必要ではないか。
- 一方、本取組については、開始以来2年しか経過しておらず、また、登録政治資金監査人の異動という状況が生じうるため、評価の結果いかににかかわらず、政治資金監査の質を確保するという観点からは、ただちに本取組を継続しないとするのは適切ではないのではないか。

イ 個別の指導・助言の対象範囲等について

- 政治資金監査のより適確な実施という目的を推進するため、登録政治資金監査人に対する個別の指導・助言の対象範囲等について、さらなる検討の必要があるのではないか。その際には、将来的な都道府県選管等における形式審査業務の効率化という点についても留意すべきではないか。
- 本取組の目的を達成するために、現在の文書による注意喚起のほかにも、より踏み込んだ個別の指導・助言があり得るか検討すべきではないか。

ウ 総括

- 本取組を継続することにより、政治資金監査報告書の記載状況等の改善や政治資金監査のより適確な実施が期待され、ひいては政治資金の収支報告の適正の確保及び透明性の向上に資するものと考えられるのではないか。
- さらに、政治資金監査の質を向上させる取組として、本取組が行われていることにより、政治資金監査の実効性が担保されることから、国民の政治資金監査制度に対する信頼の確保につなげることができるのではないか。